



不妊治療の治療費、旅費・宿泊費の助成について



★ 事業の内容 ★

平成 25 年度から喜界町では、県の『不妊治療助成費助成事業』を受けている夫婦を対象に交通費・宿泊費の助成を実施しています。

平成 27 年度からは、**治療費**に対しても一部助成（上限額 15 万円）を開始しました。こちら県も県の『不妊治療助成費助成事業』を受けている夫婦を対象としています。

★ 対象者 ★

喜界町に居住し、住民登録をしている夫婦（法律上の婚姻している）で、鹿児島県が実施する『鹿児島県不妊治療費助成事業（不妊治療の**費用**にかかる助成です。）』の決定を受けている夫婦

※上記「鹿児島県不妊治療費助成事業」に関する問合せ先：名瀬保健所 Tel. 0997-52-5411

★ 助成内容 ★

＜ 旅 費 ＞

1 回の治療期間につき、喜界町から指定医療機関（不妊治療を受けられる病院）までの往復分の交通費と、宿泊費を支給します。

1. 交通費：喜界町 → 指定医療機関の所在地までの交通費（9往復分）
2. 宿泊費：1泊 5,000 円上限で、15 泊以内（飛行機又は船賃、バス賃）

＜ 治療費 ＞

15 万円を上限に、県の治療費助成事業の決定額から実費分について支給

例；治療費が50万円かかった場合、県から 15 万円、町から 15 万円助成
（自己負担 20 万円）

★ 申請について ★

1) 必要書類等

- ア) 不妊治療費助成事業受診等証明書・決定通知書のコピー
- イ) 交通費・宿泊費の領収書
- ウ) 医療機関の受診履歴が分かる領収書等
- エ) 通帳のコピー（助成金の振込先確認の為）
- オ) 印かん

